

農林水産商工常任委員会資料

(令和8年2月25日)

項 目	ページ
■ 株式会社テクノスの鳥取市進出に係る協定書調印式の実施について 【立地戦略課】……………	2
■ シャープ米子株式会社の動向と対応状況等について 【立地戦略課、雇用・働き方政策課、鳥取県立米子ハローワーク】……………	4
■ 「鳥取県版政労使会議」の開催結果について 【雇用・働き方政策課】……………	6

商 工 労 働 部

株式会社テクノスの鳥取市進出に係る協定書調印式の実施について

令和8年2月25日
立地戦略課

株式会社テクノス(本社：岡山県総社市)が、半導体製造装置や航空機などに使用される精密部品の受注拡大に対応するため、鳥取市に新たな工場を設置することを決定し、これを支援する鳥取県・鳥取市との間で、次のとおり調印式を実施しました。

1 企業概要

＜株式会社テクノス＞

- (1) 所在地 岡山県総社市東阿曾 1289-1
- (2) 代表者 代表取締役 藤井 範之
- (3) 資本金 10,000千円
- (4) 主業務 金属等の精密切削加工
- (5) 操業開始 2001年(平成13年)
- (6) 従業員 120名(令和7年7月グループ全体)
- (7) 工場 本社工場、井尻野工場、真壁工場(3カ所とも岡山県総社市)

2 投資計画概要

- (1) 事業所名 株式会社テクノス 鳥取工場
- (2) 所在地 鳥取市本高290-1
- (3) 総投資額 約13億円
- (4) 雇用計画 40名程度採用予定
- (5) 稼働開始 令和8年春 予定
- (6) 事業内容 半導体製造装置部品、航空機部品、EV関連部品等の製造

3 県の支援(予定)

- ・鳥取県産業未来共創補助金(一般投資型)約2億円 ※投資終了後、実績に基づいて交付予定
[内訳]設備投資約13億円×補助率15%(基本10%+土地・建物同時取得加算5%)

4 調印式

- (1) 日時 令和8年2月5日(木)午後3時40分から4時10分
- (2) 場所 ホテルモナーク鳥取 仁風の間
- (3) 出席者 株式会社テクノス 代表取締役 藤井 範之(ふじい のりゆき)
取締役 藤井 裕也(ふじい ゆうや)
鳥取市 市長 深澤 義彦
鳥取県 知事 平井 伸治



協 定 書

株式会社テクノス（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取市（以下「丙」という。）は、甲の鳥取市への進出（以下「新設事業」という。）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり新設事業を行うものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める新設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、新設事業にあたり、法令等の規定を遵守し、特に工場の設置、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、鳥取市在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのI J Uターン者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、鳥取県内企業との積極的な取引及び協業の推進に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり行う新設事業に対し、乙及び丙は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下、総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

令和8年2月5日

甲 岡山県総社市東阿曾1289番地1
株式会社テクノス
代表取締役

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

丙 鳥取県鳥取市幸町71番地
鳥取市
鳥取市長

（別紙1）計画概要

1 事業所の名称	株式会社テクノス 鳥取工場（仮称）
2 所在地	鳥取県鳥取市本高290番地1
3 事業開始	令和8年春頃（予定）
4 事業内容	E V、半導体製造装置、航空機等に関する部品等の製造
5 雇用計画	40名程度採用予定

（別紙2）

- 鳥取県の支援
鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）に基づく支援
- 鳥取市の支援
鳥取市企業立地促進要綱（平成29年4月1日制定）に基づく支援

シャープ米子株式会社の動向と対応状況等について

令和8年2月25日
立地戦略課
雇用・働き方政策課
鳥取県立米子ハローワーク

シャープ米子(株)の事業閉鎖の方針に対する対応状況について、以下のとおり報告します。

1 シャープ米子(株)の事業閉鎖概要

- ・液晶パネル事業の不振が続く中、グループ全体を含めた構造改革の一環としてシャープ米子(株)の事業終息を計画。
- ・1月28日に全従業員約160名向けに説明会を開催。全従業員を対象に7月末での希望退職者を募集(3月末期限)。希望退職者には「社外転進支援プログラム」により退職金の上乗せや再就職を支援。
- ・シャープ米子(株)の土地と建物の今後の利活用については未定。

2 県と米子市による緊急協議

- (1) 開催日時 令和8年1月30日(金) 12時00分～12時20分
- (2) 開催場所 米子市役所 3階 第2応接室
- (3) 参加者 [県] 平井知事、池田商工労働部長、[米子市] 伊木市長、若林経済部長
- (4) 概要
同社の事業閉鎖方針について情報を共有するとともに、以下について取り組んでいくことを確認した。
 - ・県と市が連携し、同社に対してまずは雇用確保と事業継続の可能性を追求する。
 - ・今後の対応方針として、情報収集及び県・市での情報共有を進め、早急に雇用対策会議の開催、同社親会社等への要望活動を行っていく。

3 シャープ米子(株)にかかる雇用等対策会議

- (1) 開催日時 令和8年2月2日(月) 16時00分～
- (2) 開催場所 県庁 特別会議室 ※一部オンライン参加
- (3) 参加者 県、米子市、鳥取労働局、米子公共職業安定所、(公財)産業雇用安定センター鳥取事務所
- (4) 概要
関係者で情報を共有するとともに、今後連携して再就職支援を行っていくことを確認した。

4 シャープディスプレイテクノロジー(株)への要望概要

- (1) 要望日時 令和8年2月12日(木) 15時30分～16時00分
- (2) 要望場所 シャープディスプレイテクノロジー株式会社
(三重県亀山市白木町幸川464番)
- (3) 要望先 代表取締役社長 川合 勝博
- (4) 要望者 [県] 池田商工労働部長、[米子市] 若林経済部長
- (5) 要望事項 (要望書は次頁に添付)



1. シャープ米子(株)をディスプレイデバイス等の事業活動拠点として維持・継続すること。
2. 従業員及び地域の不安解消に特段の配慮をするとともに、シャープ米子(株)の貴重な人材が流出することがないように、最大限、雇用を守ること。
3. 事業継続が困難な場合は、土地・建物の利活用について、将来につながる新たな事業での活用や他社への譲渡など雇用維持や地域経済の発展につながる取り組みを積極的に進めること。

- (6) 要望結果概要
 - ・上記3点についての知事・米子市長連名の要望書を川合社長に手交。
 - ・池田部長からは、要望事項と合わせて適切な情報開示及び県・米子市と協力して地域の雇用を守ることを求め、将来につながるような工場の利活用について県・米子市も同社と一緒に検討していくことを申し入れた。
 - ・川合社長からは、これまでのシャープ米子(株)に対する様々な支援への謝意が述べられ「これまで可能な限り事業継続できるよう手を尽くしてきたが、事業終息に向かうことになり断腸の思い。従業員の雇用や工場利活用については地域の協力もいただきながら進めていきたい。」との発言があった。

5 従業員への対応

複数の地元企業から従業員の受入について問い合わせをいただいているところであり、現在、国・県等の関係機関が連携し再就職を希望する従業員への合同説明会等の開催についてシャープ米子(株)と調整中。今後も関係機関が同社と連携して円滑な再就職支援を行っていく。

【シャープ米子の概要】

- (1) 会社名 シャープ米子株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 谷口 洋二
- (3) 所在地 米子市石州府字大塚ノ式650番
- (4) 事業開始 平成17年6月 ※「富士通ディスプレイテクノロジー(株)」から譲渡。
- (5) 資本金 1億円
- (6) 従業員 約160名 ※令和8年2月時点
- (7) 事業内容 他拠点工場の装置部品メンテナンス業務、技術サポート業務等
- (8) その他 シャープディスプレイテクノロジー(株)の100%子会社

要 望 書

シャープディスプレイテクノロジー株式会社
代表取締役社長 川合 勝博 様

シャープ米子株式会社が事業閉鎖に向けて、全従業員を対象に希望退職者を募集すること等について、1月30日の地元紙等で報じられました。

同社は、平成17年に操業を開始して以来、長年にわたって米子市を拠点に液晶ディスプレイメーカーとして地域経済に大きく貢献していただいていただけに、地元関係者も今後の行方に不安を抱いております。

報道では事業閉鎖時期は未定とのことですが、鳥取県及び米子市としましては、情報開示に特段の配慮を賜るとともに、事業活動の拠点としての維持・継続、従業員に寄り添った丁寧な対応等を強くお願いさせていただくものです。

つきましては、下記の事項についてご配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1 シャープ米子株式会社を貴社ディスプレイデバイス等の事業活動拠点として維持・継続していただくこと。
- 2 従業員及び地域の不安解消に特段の配慮を賜るとともに、シャープ米子株式会社の貴重な人材が流出することがないように、最大限、雇用を守っていただくこと。
- 3 事業継続が困難な場合は、同社の土地・建物の利活用について、将来につながる新たな事業での活用や他社への譲渡など、雇用維持や地域経済の発展につながる取り組みを積極的に進めていただくこと。

令和8年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

「鳥取県版政労使会議」の開催結果について

令和8年2月25日
雇用人材局雇用・働き方政策課

2026年春季労使交渉の本格スタートに先立ち、県内中小企業の賃上げ環境整備を進めていくため、県内の政労使のトップが意見交換を行う「鳥取県版政労使会議」を開催しました。会議では労使双方の代表から賃上げに向けた現状と課題を共有するとともに、政労使が一体となって持続可能な賃上げの実現、価格適正化への県民理解の醸成を図っていくこと等について認識を共有し、共同宣言を行いました。



1 日時・会場 令和8年2月2日（月） 午前11時から11時55分まで
県庁特別会議室（議会棟）

2 出席者

経済団体 一般社団法人鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、
鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会

労働団体 日本労働組合総連合会鳥取県連合会

行政機関 市長会、公正取引委員会、中国経済産業局、鳥取労働局、鳥取県

3 行政説明内容

- ・労働局（賃上げを起点とした「成長と分配の好循環」の動き、業務改善助成金、キャリアアップ助成金 等）
- ・公正取引委員会（労務費転嫁指針のフォローアップの結果、取適法改正 等）
- ・中国経済産業局（価格交渉・価格転嫁の状況監視、パートナーシップ構築宣言 等）
- ・県（持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金、価格適正化に関する普及啓発 等）

4 意見交換内容

- ・大手企業を中心に高水準の賃上げが行われているが、県内の中小企業は賃上げ疲れの現象が起きている。1月施行の中小受託取引適正化法（取適法）の徹底した周知と法の実効性ある執行が必要。（経済団体）
- ・良い商品・サービスには相応の価格がつくべきということを消費者にも理解して貰うことが必要。我々もできることはやらせていただきたい。（労働団体）
- ・賃上げは利益を圧迫している。生産性向上にはIT化・DX化・省力化が必要。我々も総力を挙げて企業の伴走支援を行っていく。（経済団体）
- ・県内中小企業は人件費を含む労務費の価格転嫁がなかなか進まない。パートナーシップ構築宣言の一層の推進と、実効性のある取適法の執行が必要。賃上げが軌道に乗るまでは国や県の継続支援が重要。（経済団体）

5 共同宣言内容

「価格適正化と生産性向上による持続可能な賃上げの実現に向けた共同宣言」

① 労務費を含めた適切な価格転嫁の推進

取適法の令和8年1月施行による公正な取引慣行の普及・促進、労務費転嫁指針の周知と理解促進、パートナーシップ構築宣言の普及・促進

② 省力化、デジタル化、生産性向上等への支援

国・県の支援策の周知や活用促進、スキルアップに向けた人材育成やリスクリングの推進

③ 賃金上昇と物価上昇に関する県民・事業者への理解促進

価格適正化に向けた県民理解の醸成のための周知啓発

【参考】県の賃上げ関連施策

■経営診断、専門家相談窓口

企業に対し、賃上げによる業績への影響、財務状況、投資の効果・実現可能性を診断し分析・助言
取引価格の適正化や生産性向上、業務改善などの具体的な方法を専門家に相談できる窓口の継続設置

■持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金（助成内容の拡充等を図りながら継続実施）

一定水準（3%）以上の賃金引上げを行う県内中小事業者を対象に、経営力向上に直接投資する設備投資、人材育成等を支援し、経済の好循環を実現していく。（【収益力強化型】補助率1/2～3/4・上限500万円、【大規模成長投資型】補助率1/2・上限1,500万円（小規模企業者 750万円） など）

■普及啓発

賃上げ・価格適正化をテーマとした企業向けセミナーの開催、価格適正化への県民理解醸成に向けたテレビCM、新聞広告、SNS等による啓発広報（R8.3月実施予定）